

公共施設等個別施設計画策定業務実施要領
(公募型プロポーザル方式)

1 目的

篠栗町が所有する公共施設等のあり方や管理について、総合的かつ計画的な管理を円滑に推進するため、平成 27 年に策定した「篠栗町公共施設等総合管理計画」(以下「総合計画」という。)を策定し、令和 2 年 2 月に定めた総合管理計画の推進を目的とする「篠栗町公共施設等個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)について、篠栗町の財政状況や人口状況、将来見込み及び令和 5 年 10 月に国から通知された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」を十分に踏まえた改訂を行うことを目的とする。

なお、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式で実施することによって、企画力、技術力、専門性、創造性、実績等を有し、業務の趣旨や事業内容を十分に理解したうえで適切な計画策定ができる受託候補者を総合的な見地から判断して選定するため、その手続事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公共施設等個別施設計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「公共施設等個別施設計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

※履行期間に関して変更が必要となった時は、協議のうえ、対応する。

3 見積限度額

27,786,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール ※日時は変更する場合がある。

項目	日程
町HPで公募開始	令和 7 年 6 月 24 日 (火)
質疑受付期限	令和 7 年 7 月 18 日 (金) 17 時
質疑回答期限	令和 7 年 7 月 25 日 (金)
参加申込期限	令和 7 年 8 月 1 日 (金) 17 時

参加資格確認結果の通知期限	令和 7 年 8 月 8 日 (金)
技術提案書提出期限	令和 7 年 8 月 19 日 (火) 17 時
プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
選考結果通知	令和 7 年 9 月上旬

6 参加資格

次に掲げるすべてに該当する者であること。

- (1) 町の令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、資格確認書類を提出し参加資格を認められた者であること。
- (2) 町から現に指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本業務を的確に遂行するに足る技術的能力と十分な財務的基礎を有していること。

7 質疑受付・回答

- (1) 提出方法 別添の質疑書（様式 1）により、電子メール（PDF 形式）にて提出すること。

※提出先は質疑書（様式 1）に記載。

※ただし、提出後電話により受信確認を行うこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 「5 スケジュール」に記載のとおり

(3) 回答方法 「5 スケジュール」に記載の期限までに町ホームページに質問者名を伏せて記載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を PDF 形式で電子メールにより提出すること。

※電子メール以外の方法による参加申込は受け付けない。

※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。

ア 参加申込兼誓約書（様式 2）

イ 資格確認書類（令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出すること）

・法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

・個人にあつては、身分証明書

・法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

・個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金） 17 時

(3) 提出先

篠栗町財産活用課財産活用係

メールアドレス kanzai@town.sasaguri.lg.jp

9 技術提案書

「5 スケジュール」に記載の期限までに仕様書等に基づき提出すること。

10 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された技術提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

1) 選考（プレゼンテーション）

- ・プレゼン 20 分以内、質疑応答 10 分以内
- ・入室人数は 3 名以内とする。（説明者は本案件を受託した場合の主な担当者となる者とする。
- ・技術提案書記載外の提案は不可とする。
- ・パソコン等を用いて説明する場合は、モニターとHDMIは篠栗町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

2) 評価項目

No.	評価項目	評価要点
1	取りまとめ	実現可能性・質の高さ
2	コンセプト	将来人口等を踏まえた具体的構想
3	業務工程	具体性・実現性
4	実施体制	組織体制・資格・経験・能力
5	実績	同種計画策定実績
6	独自提案	独創性・有効性
7	プレゼンテーション 能力	熱意・コミュニケーション

1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けたすべての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和9年月上旬予定

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 篠栗町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3 契約の締結等

契約については、以下の内容で篠栗町財務規則に基づき、受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、篠栗町と受託候補者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ篠栗町の承諾を得ること。

- (3)受託候補者は、篠栗町財務規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。
- (4)契約時期は、令和7年9月上旬を予定
- (5)受託候補者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、「1 1 審査結果」で順位付けした参加者の順に契約交渉を行うものとする。

1 4 情報公開及び提供

篠栗町は技術提案者から提出された技術提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2)審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3)指定する様式によらない場合
- (4)提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (5)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6)虚偽の記載がなされた場合
- (7)本実施要領 3 の「見積限度額」を超える見積金額で提案された場合
- (8) 審査委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

1 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を篠栗町に請求することはできない。
- (3) 技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を問い合わせ先に通知すること。（様式は任意）
- (4) 技術提案書等の著作権は、設定しない。篠栗町が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 申請者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てる

ことはできない。

1.7 問い合わせ先

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 財産活用課 財産活用係

TEL : 092 - 947 - 1114

FAX : 092 - 947 - 7977

E-mail : kanzai@town.sasaguri.lg.jp